

第11期練馬区健康推進協議会（第3回）会議録【要旨】

1 開催日時

令和元年7月11日（木）午後2時30分～3時50分

2 開催場所

練馬区役所 庁議室

3 出席者

会 長 高久史磨委員

副会長 古賀信憲委員

委員

太田邦夫委員、上月とし子委員、関洋一委員、服部美佐子委員、田中ひでかつ委員、酒井妙子委員、池尻成二委員、きみがき圭子委員、しもだ玲委員、土屋としひろ委員、伊藤大介委員、浅田博之委員、輿水淳委員（代理 伊澤委員）、後藤正臣委員、名川一史委員、増田時枝委員、北川乃貫委員、渡邊ミツ子委員、川島藤行委員、秋本重義委員、山路健次委員

区理事者

健康部長、練馬区保健所長、高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、健康推進課長、生活衛生課長、保健予防課長、豊玉保健相談所長、北保健相談所長、光が丘保健相談所長、大泉保健相談所長、関保健相談所長、地域医療課長、医療環境整備課長

4 公開の可否

公開

5 傍聴者数

0名

6 配布資料

「資料1」

練馬区健康実態調査の結果について

「資料2」

練馬区健康づくり総合計画のこれまでの主な取組、指標の検証
および現状と課題について

「資料3-1」

平成30年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果について

「資料3-2」

平成30年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果

「資料 4 」

健康増進法および都条例を踏まえた受動喫煙防止対策に係る区の対応について

○会長

それでは、時間になりましたので、第十一期の練馬区健康推進協議会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、この協議会の会長の高久と申します。練馬区にもう50年ぐらい住んでおります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

お手元の次第に沿って、進めさせていただきます。それでは、事務局からよろしくお願ひします。

○健康推進課長

私、練馬区健康推進課長の丸山と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、次第の1で、委員の委嘱でございます。委員の交代についてです。新委員のご紹介をさせていただきます。

(健康推進協議会新委員の紹介)

○健康推進課長

続きまして、第十一期の健康推進協議会の委嘱期間、平成30年8月2日から、令和2年の8月2日間での2年間です。本協議会の設置要綱第4条では、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任の残任期間とするとされていますので、今回の委嘱につきましては、令和2年8月1日までになります。

委嘱状は、本来ならば区長より交付いたすところでございますが、机上での配布とさせていただきますことを、ご了承ください。

なお、重山委員、島田委員、森山委員につきましては、ご欠席の連絡を受けています。また医療関係団体の輿水委員につきましては、代理人の会長の伊澤委員がご出席されております。よろしくお願ひします。

次に、本年度の区の理事者についても異動がございました。新たに本協議会の担当となった理事者を紹介させていただきます。

(区理事者の紹介)

○健康推進課長

理事を代表しまして、健康部長より、一言ごあいさつ申し上げます。

○健康部長

改めまして、皆さま、本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

この協議会につきましては、設置の要綱にもあるように、練馬区におけます保健衛生および地域医療の向上を図り、もって区民の健康の保持・増進に寄与する

ことを目的としております。委員の皆さまからのさまざまなご意見を頂戴しながら、区民の皆さまが健やかに元気で暮らせるような環境を整えてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

どうもありがとうございました。

それでは、議題に入る前に、会議の公開・記録についての説明をよろしくお願いいたします。

○事務局

会議の公開・記録についてご説明いたします。附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針により、会議は原則として公開することとしており、庁内にも傍聴者用の席を用意しておりますので、ご了解をお願いいたします。

また、会議録につきましては、要点記録として公開いたしますので、録音のほうをさせていただきます。そのため、発言をされる場合はマイクをご使用ください。また、会議中、会議録の中の発言者の表記につきましては、発言者名を特定せず、「会長」や、「委員」のように表記をさせていただきます。本協議会は、今年度は4回程度の会議の開催を予定しております。

次に資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

また、机上に冊子を2部お配りしております。「平成30年度 練馬区健康実態調査報告書」と、「練馬区健康づくり総合計画 平成27年度～平成31年度」です。

本日の資料は以上となります。資料の不足等ございませんでしょうか。事務局からは以上となります。

○会長

それでは、早速議題に入らせていただきます。

まず、最初の議題の(1)とありますけれども、「練馬区健康実態調査の結果について、説明を事務局からよろしくお願いいたします。

○健康推進課長

「資料1」と「資料2」の説明

○会長

どうもありがとうございました。

ただ今、平成30年度の練馬区健康実態調査と、練馬区健康づくり総合計画について、事務局から説明がありましたけれども、どなたかご質問、ご意見おありでしょうか。

○委員

ご説明ありがとうございました。前回の健康実態調査が平成25年12月だと思っておりますけれども、この時の回収数が1,253、回収率が41.7%、今回の

平成 30 年の 11 月の回収数が 1,528 と、回収率が 50.9%と。こうした調査の時に回収率が低いと、調査結果に隔たりが出て、事実と乖離してしまう可能性があります。前回の調査と比較して、今回の調査結果は、回収数と率と、ともに向上していると思います。要因がお分かりになりますでしょうか。

○会長

どなたか。

○健康推進課長

健康推進課長です。この無作為抽出といっても、地域バランス、それから年齢的にもバランスが取れるような、一応抽出の仕方を心掛けていまして、おおむねその回収も、偏りがないように、今取れているように思っています。

大体 50%以上を超えれば、おおむねそういったものは傾向は取れるかなということなので、今回そういった方向で調整はしましたけど、前回から上がった要因というのは、ちょっと個別にはなかなか難しいのかなと。何かやったことでパーンと上がったということではないということです。

○会長

どうぞ。

○委員

ありがとうございます。広く区民の方たちも健康に気を使うようになってきたのかなと感じてはいたところなんですけれども、前回よりも、より区民の実態に即した結果とも言えるかと思しますので、次期の計画の策定にしっかりと活用していただきたいということと、あともう一点だけ、資料 2 の表面の「こども発達支援センターの相談体制を充実」とありまして、「現状と課題」には、「成長発達に課題のある子どもの相談が増えている」とあります。

この件について、平成 26 年ごろに、練馬区と発達支援センターの診察の件で、ちょっとお話を、私個人とやらせていただきましたが、23 区最大規模と標ぼうしていたこども発達支援センターの受け付けが半年待ちということと、リファー先の案内がなかったということと、その当時お話をさせていただきましたが、練馬区としては、早期発見、早期診断を心掛けているとおっしゃっていました。

つい先日も、実はちょっと問い合わせをして確認はしたんですが、未就学児は半年、小学生以上は 1 年間以上待たされているといったところで、今回の発達支援センターの相談内容充実で、医師の方、平成 30 年度ですけど医師が 1 名と相談員 2 名、そういうふうに支援体制を強化しているという話ですけれども、なかなか今の現状に即して対応できていないのかなといったところで、区内の発達に関する相談の数の推移と、リファーがうまくできた件数とかがお分かりになれば教えてください。

○健康推進課長

健康推進課長です。私どもの保健相談所で主に0歳児から3歳児までなんですけども、そういった発達相談、随時受けているところがございます。数的には、平成28年度が30年度に比べて大きな変動はないような状況です。例えば、2歳でいいますと、28年度が860件、29年度が999件、30年度が973件というふうに、若干微増のような状況ですけども、そういった意味では、発達相談のもともとのベースの数字というのが、それなりにあるのかなと捉えているところでございます。

こども発達支援センターのほうの状況も、私どもいろいろと逆に、こちらで送るほうになりますので、非常に注意してるというか、見てるところなんですけども、聞いたところによると、この増員したことで、まず相談については半年待ちが、大体3.5カ月待ちぐらいに改善されたと言えば改善された。それから診察のほうも、ほぼ1年だったのが半年待ちぐらいには、なったというふうに聞いてます。

ただ、そうはいつでも待ち時間は確かに長いということで、今後、保健相談所のレベルで対応できることとか、また私どものほうで発達相談に対応した何らかの事業みたいなものを、少し考えていかなきゃいけないと、そういう意味では、こども発達支援センターの役割分担みたいなものを考えながら、事業展開をしていく必要があるかなということで、ここに課題ということで載せさせていただいたところでございます。

○会長

他にどなたか、ご質問どうぞ。

○委員

資料2の1枚目のところなんですけれども、練馬区は切り目のない支援というところでは、こども家庭部が教育委員会の中に入って一体的にやっていくということで施策を進めてきていると思うんですけども、その中でいろんな取組ということで、産後ケアとか妊娠、妊婦の全員調査とかそういうのが始まっているんですけども、この産後ケアが、今現在3カ所ということですけども、この実態としては、この3カ所で足りているのか。あるいは今、どのぐらいの、逆に利用はなかなかできていないのか、その辺をお聞かせください。

○健康推進課長

健康推進課長です。平成28年度から、今始めまして本年で4年目ですけども、3年間の推移をいいますと、ショートステイ、1週間ほど泊まって、子どもとお母さん一緒に泊まって、子どもの面倒見ながらお母さんのケアをしていただくというものですけれども、平成28年度当初は244日というか、4件ですか。29年度が488件、30年度が685件と、30年度から3カ所に増やしてやっていますけども、数自体は伸びている状況です。

もともとその産後ケアも、保健師が面接しまして、この妊産婦の方に必要性があるということで、いろいろとヒアリングした中で産後ケアをご案内するということをやっています。数的には、今のところ一応それなりに足りているのかなと。とても不足して、足りないという状況にはないというふうに考えています。

また、3カ所も、助産院が2カ所と、あと病院が1カ所ということで、それぞれ役割分担をしていきながら、うまく活用できていければというふうに考えております。以上です。

○会長

どうもありがとうございました。他にどなたか。どうぞ。

○委員

それともう一つなんですが、この下の「現状と課題」のところなんですけれども、これは割とこの切れ目のない支援という中では、基本的な課題かなと思うんですね。これ、何年か続けて今まだこういう課題があるというところでは、例えば3歳児健診がないために途中で途切れてしまうとか、そういったところの、あるいは2番目の深刻化する児童虐待への対応が、東京都との広域的な支援との連携をさらに強めていくというところなんですけれども、それ以外に、例えば、東京都との広域的な支援だけでなく、さまざまな横の連携がいろんな子どもを取り巻く、学校も含めてですけれども、子ども家庭支援センター、いろんな機関がたくさんあると思うんですけども、そういった連携の強化というのは、どのように考えているのか。この課題について、全体として具体的にどう考えているのかをお聞かせください。

○健康推進課長

健康推進課長です。まさにその横の連携というのが、これからますます必要、かつ不可欠になってくるのかなというふうに思っています。私ども、妊娠期から切れ目のない支援をするということで、その中でも、子ども包括支援センター、子育て包括支援センターか、保健相談所と、それから子ども家庭支援センター、それぞれが役割を持ちながらお互いに横連携して、まずは、妊娠期からもこういった子育ての場があるんだよということで情報提供したり、その場にご案内して、ここで子どもの遊びができるとか、子育ての相談ができるということ、常に横連携しながらやっているところでございます。

また、今後はさらにその連携の中身を少し深めていって、情報共有を含めて、いろいろとお互いの事業的に展開できないかなというのは、今後考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

例えば、先ほどの妊婦さんの全員調査の中では、予期せぬ妊娠とか、そういう

ところから虐待につながっていくというようなことも発見できているというような調査報告も聞いてまして、やっぱりそういうところから、ほんとにいろんなところが連携して、じゃあそういう方にどうやって続けて支援していくかというところは、一番の今虐待の問題がすごく深刻になってますけれども、いわゆるそういうネウボラのような役割というのが、とても重要になってくると思うんですね。

そういった意味で、ぜひそこは急いでというか、しっかりと切れ目ないようにというところは、ぜひ今後お願いいたします。よろしくお願いします。

○会長

どうもありがとうございました。他にどなたか。どうぞ。

○委員

2点ほどお聞きしたいと思います。この資料2の1ページ目の(3)の「現状と課題」の4つ目のところに、多胎や障害児の親への支援ということが書いてあるんですけども、多胎の親御さんへの特段の支援というか、今現状としてどういうことが行われているのかということと併せて、特に妊婦健診、妊婦健診における多胎の親御さんへの支援の充実というのは、かなり大きな課題かなと思っているんですけども、その点についての区の今のお考えを、まずお聞かせください。

○健康推進課長

健康推進課長です。多胎の方の、例えば妊婦健診の回数を増やすとかといった支援は、現在のところ行っておりません。通常の妊娠と同じ期間というか、妊婦健診については、一応セットで健診の受診券、それは東京都全体で回数等も統一してお渡しているものを、多胎の方も渡しているという状況です。

今後の話にはなると思うんですけども、23区でも多胎について何か特別なことをやっているかと調べたところ、足立区のほうで、健診の回数を、余分にやったものについては償還払いというんですか、その分について後ほどお返しするという事業をやっていますが、他の区は、特にそういったことはやっていない状況です。

現状、現場のほうのお話もちょうと聞いたところ、実は多胎の方については、なかなか通常の出産という言い方がいいのかどうか分かんないですけども、その前に医療にかかってしまうと。出産する前に入院してしまって、そこからいわゆる妊娠というよりも、医療のほうの内容で出産に至るケースが結構多いというような状況を聞いてまして、健診の回数を増やしても、あまり使われない状況があるんじゃないかというような実態は、あるというふうには聞いてるところでございます。

今後につきましては、逆に出産後何か支援というものを、お子さんが2人以上いらっしゃるということで、通常の出産した後の産後のケアについては、必要

になってくるのかなというふうに、今捉えてるところで、それについては、今後検討していく必要があるかなというふうに捉えているところでございます。

○会長

どうぞ。

○委員

練馬区内で、今多胎妊娠なさってる方からご相談というか、ご要望いただいたりしたことがあってお聞きしたんですけども、確かに多胎妊娠は、医療との接点をつくるのがままあると思うんですけども、そうでない、あるいは医療と並行してということもあり得るわけですし、学会なんかの健診ガイドラインなんかも見たんですけども、基本的には、妊婦健診の回数増や、対象検査のメニュー増についてが必要だというような、そういうガイドラインになっていたような気がします。

これは次期の計画なりの議論の中で結構なんですけども、多胎妊娠に対するサポートについては、もう少し専門的な知見も含めて検討していただければと思いますんで、よろしく願いをします。

もう一点、今回のこれは、次の計画策定の大きな前提になる大切な報告だと思うんですけども、この中で改善となっているのはいいんですけども、悪化となっている項目が幾つかありますよね。その中でも、私、特に気になるのが、これでいうと、5のところ「こころの健康づくり」の「気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合」というところなんです。

それで、これについては、その前の2の児童青年の健康づくりのところにも関連する記載があって、心理的苦痛を感じている子の割合が、20代、30代で特に高いとなっています。

この実態調査を見て、ちょっと今びっくりしたんですけども、実態調査の102ページに該当する資料が出てくるんですね、数字が。年代別や性別、住所別で、この評価の数字が書いてあるんですけども、10から上が苦痛を感じている割合ということでもいいんですね。それで見ると、例えば、20代が10以上が30%を超えてるとか、20代、30代は顕著に他の年代よりも高いですよ。

これはやっぱりきちんと分析をしたり、対策を取らないとまずいんじゃないかなと思うんですけども、この部分が悪化の原因になっている可能性もあると思うので、今回の実態調査の結果も含めて、心理的苦痛を感じてらっしゃる方の割合を減らすための課題等について、どんなふうにお考えになっているかお聞かせいただけますか。

○保健予防課長

保健予防課長です。

○会長

どうぞ。

○保健予防課長

やはり、苦痛を感じる方のパーセンテージが増えているというのは、実際に精神疾患の中でも、いわゆる気分障害という分野に分類される方々の実数、それから割合が近年増えてきているというそのベースの問題も、一つにはあるかと思いません。また、実際に若者の方を取り巻く社会環境、こういったものが年々厳しく複雑になってきているという、こういった社会情勢も関連していると思われれます。

練馬区では、若者、それから児童生徒さんといった方々、こういった年代の方々に対しての心の悩みを少しでも軽くする、あるいはできればなくす、こういったことを心の健康づくり全般に関して、大人も子どもも大切なことだというふうな認識から、昨年度1年間かけて、生きていく支援というと少し大げさに聞こえるかもしれませんが、生きる支援というのを充実させていこうという観点から、自殺対策、練馬区の自殺対策計画を策定したところでございます。

その中で重点的に検討いたしましたのは、若者への支援ということで、若者が相談できる場の提供や周知、それから支援体制の強化、こういったことをさらに充実させていこうというふうに計画いたしましたので、こういったものを実行していく中で、少しでも若い方々が精神的にも楽に感じられるような、そういった練馬区の体制にしていきたいと考えてございます。以上です。

○会長

ありがとうございます。どうぞ。

○委員

いろいろおやりになってるんだとは思いますが、私、これ、かなり大きな問題かなという感じがして見ました。特に20代、30代の一番若い層に、負荷が非常にかかっているという状況を社会的にきちっと解決していかないと、全体のいろんな問題に波及していくのかなという気もしますんで、せっかく実態調査をおやりになったら、本当は要因の分析とか、ストレスをお感じになっている背景が何なのかということは、実は聞いたのかなという気もしますし、その辺りも含めて、今、予防課長がおっしゃったことは、それはそれとして努力なさっているとありますが、もう少し深みのある分析をしっかりとやっていただいて、次の計画の中で、この特に20代30代にフォーカスをした取組についても、検討していただければいいかなと思いますんで、よろしく願いいたします。

○会長

重要な問題ですから、よろしく願いします。他にどなたか。どうぞ。

○委員

資料2の5枚目なんですけれども、「こころの健康づくり」のところで、地域精神福祉相談員が現在4名が配置されてるとありますが、豊玉保健相談所の相談員が3月に退職されてます。後任が決まったのでしょうか？豊玉保健相談所

の所長さんにお伺いいたします。

○豊玉保健相談所長

豊玉保健相談所長です。現在はまだ選定中ということで、決まっておられません。

○委員

すると、4名ではなく、3名なんですね。

○豊玉保健相談所長

現在のところはそのようになっております。

○委員

そうですね。家族会は、この地域精神福祉相談員がお辞めになったことで、すごく揺れてます。現に、警察が何をしても、どうしようもなかった家族の方が、相談員のご配慮で、入院につなげていただいたという実例があります。

豊玉保健相談所にも、1日も早く相談員が配置されることを家族会は待ちます。以上です。

○会長

どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。次の議題は30年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果について、これは資料の3について、説明よろしくをお願いします。

○生活衛生課長

「資料3-1」「資料3-2」の説明。

○会長

どうもありがとうございました。どなたか、ご質問、ご意見おありでしょうか。どうぞ。

○委員

ありがとうございます。今回の資料3-1の件数のほうを見ている限りですと、練馬区とこちらでは食品衛生協会さん、今日会長さんもいらっしゃっていますが、非常に協力的にお互いで情報交換しながら、しっかりと努められているのかなと思ひまして、少し安堵（あんど）してるところなんですが、アレルギーについて、ちょっと区の対応をお聞きしたいと思ひます。

国民病とも言われておりますけれども、アレルギー表示が任意になってる品目もたくさんあると伺ってまいりました。こういうものについて、事業者向けの情報交換をする機会を活用しながら、表示について一層の促進を図っていくとおっしゃっていましたが、30年度どのようなことに努めたのかを教えてください。

○会長

どなたか。

○生活衛生課長

生活衛生課長です。食品表示法等ございますので、アレルギー表示についても、立ち入り検査や収去のときに確認をしておりますけど、ちょっとすいません、具体的な細かい内容について、今手元にないので、後ほどご説明させていただければと思います。

○委員

分かりました。以前、旅館でお子様ランチにアレルギー物質というニュースが報道されたかと思っておりますけど、アレルギーに関する表記は知らなかったとか、チェックが甘かったという話では済まされない問題だと思っております。引き続き区民の健康を守るために努めていただきたいと要望して、発言を終わります。

○会長

ありがとうございました。他にどなたか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題の受動喫煙対策についてでありまして、これはなかなか問題があると思っておりますが、資料の4について説明をお願いします。

○健康推進課長

「資料4」の説明

○会長

どうもありがとうございました。どなたか、ご質問、ご意見はありますか。どうぞ。

○委員

私は中村南に住んでるんですけども、よく練馬図書館に通うんですけども、練馬図書館の入り口に屋外施設があるんですよ。ちょうど入り口のところにあるんですよ。これ、ちょうど皆さん、入り口ですから入りますから、嫌でもタバコ吸ってると受動喫煙するわけですよ。

これ、今度第2種施設でなくなるんですか。閉鎖という項目に図書館が入っていないんですけども。除外することになるんですかね。駄目ならば、入り口じゃなくて別のところに変更してもらえるかなと。私、ちょっとこれ聞きたいと思っております。

○健康推進課長

練馬図書館と生涯学習センターのところというふうに聞いてます。現在のところ、ちょっと運用はそのままの状況で、現在大規模改修をする今考えがありまして、その大規模改修をする際に、その喫煙場所については改めて移動を含めて検討するというふうに伺っております。

○会長

よろしいでしょうか。他にどなたか。どうぞ。

○委員

今の図書館の話、私、ちゃんと考えてなかったんですけど、改修までそのまま

なんですか。

○健康推進課長

場所については検討するけれども、もともとの本格的な場所については、改修のときに考えるというふうに聞いています。

○健康推進課長

今、喫煙できなくなってるよというお話もあるんですけど。

○委員

もう既に吸えないですよ。

○健康推進課長

すいません、確認します。

○会長

どうぞ。

○委員

今回の対応、健康増進法とか都条例の話があって、受動喫煙防止対策として大きな踏み込みになったと基本的には思ってるんですけども、特に従業員の望まない受動喫煙に対する大きな規制が入ったということは、とても大きいと私は思ってるんですが、一番気になるのは屋外の受動喫煙防止対策で、基本的には、屋外の対策は今法や条例の外側にあるということで理解をしてるんですけども、今回区としては、児童遊園については禁煙にすると、それから、駅近く等については配慮を求めるということで書いてありますよね。

それで、2~3 お聞きしたいんですけど、1つは、児童遊園というのは、一般の区立公園と規模が違う程度でほとんど変わりはないんですけども、実際には児童遊園でない区立公園で子どもたちが日常的に遊んでいたり、あるいは近くの保育所が園庭がないものだから公園に来るということは、当たり前にあるわけですよ。

何で児童遊園しか禁煙にしないのか。例えば、練馬には「こどもの森」という、子どもたちのためのプレーパーク的な森があるんですけども、これも児童遊園ではないので、恐らく禁煙にはならないんでしょうかね。それから交通公園もあります。交通公園も、これも特殊公園ですから、児童遊園ではないので禁煙にならないんだろうと。こういうところは、とても中途半端だなという感じがするんです。

やっぱり私は、基本的には、区立公園については禁煙に踏み込むべきじゃなかろうかというふうに思っているんで、この点についてお考えをお聞きしたいのが1点と、もう一点、あと駅への通路ですよ。人の往来の多い通り等で、喫煙コーナーができちゃって、タバコたくさんの方が吸ってらっしゃるといことは、ないわけじゃないですよ。

練馬の駅でもすごく気になる場所があるわけですがけれども、西口のほうに。やっぱり公道に接したところとか、駅周辺で人の往来の多いところについては、基本的には受動喫煙防止という観点から、喫煙場所を撤去すると。もちろん区のものについては区で撤去するし、民間の、タバコ屋さんとかやってらっしゃるところについても、撤去のお願いをするということで、努力をすべきじゃなかろうかということも思いますけれども、この点についてのお考えを、2点お聞かせください。

○健康推進課長

健康推進課長です。公園の話につきましては、児童遊園については児童遊園の条例上の設置目的から、児童の健全な情操と体位の向上に寄与するというこの目的を非常に重視するというか、そこから児童遊園は禁止するというのを、土木部と協議して決めたところでございます。

それ以外のものにつきましては、都市公園ということで、ここについては、都市公園の健全な発達を図りもって公共の福祉に増進するというので、特に児童という言葉がないというところで、そこで分離したといった内容で、今のところ全部を禁止するというところまでは、まだ考えてないという状況でございます。

それから2点目の、駅近くの、特に区が設置したところについては、撤去やいろんな構造の変更も含めて工夫していかなきゃいけないし、それは環境部と今協議してる最中で、今後どういうふうにしていくかについては、われわれのほうでも考えなきゃいけないと。

ご指摘というか、お話のあった練馬駅西口につきましては、委員のお話しいただく前からもうずっと、いろいろと私どもにお話が来るたびに、お願いですね。ここはそういう苦情がいっぱい来るとこなんで、場所は移してもらえないかとか、もしくはここは撤去してもらえないかということを再三再四、これはお願いしかできない。民地に置いてあって、煙は民地じゃないところに出てくのは分かるんですけども、そういったことで、数限りなくお話しに行ってます。

もう十分過ぎるぐらいお話ししてるんですけども、なかなか改善に至らない状況で、それ以上のことは、なかなかわれわれのほうも強制力をもってできるという権限もないし、またそのもののお話によると、営業補償しろみたいな話も出てくる場面もあったりして、なかなか一概にうまくいっていない状況なので、これについては、引き続き店主さんとも協議を継続していくというつもりで、今対応しているところでございます。

○会長

どうですか。

○委員

最初の公園のお話は、私はこれは、正直申し上げて全然筋が通らないと。児童

遊園はもっぱら子どもたちが使用する公園という位置付けで限定されてるから、逆に言うと、受動喫煙の問題が生ずるのは、多世代の人たちが多様に利用するような公園のほうが、私は大いにリスクはあると思いますね。

特に児童遊園というのは小ぶりの遊園ですから、あえて喫煙コーナーでも設置してない限りは、大人の方が利用することはほとんど想定できてない。むしろ、通常の区立公園のほうが、先ほどもお話ししましたけども、保育園や幼稚園の子どもたちがしょっちゅう出入りする一方で、大人の方も日常的に出入りはされてる。だから、そういうところほどルールが必要なわけで、児童遊園に限るとするのは、条例上の文句を引かれますけども、私はとっても中途半端だと思いますんで、ぜひこれは見直しをしていただきたいと。

それから後のほうは、十分過ぎるほどやったと言われても、直ってないということのほうが大きな課題ですよ。それをどうするかということを考えなきゃいけないわけで、この健康推進協議会でも、高久先生が会長におなりになる前に、1回受動喫煙防止条例をつくらうという専門部会の答申を頂いて、条例づくりの話がかなり大きく動いた時期がありました。

最終的には、このお話は頓挫してしまったんですけども、やっぱり条例等も含めて規範の制定なんかも視野に入れて、やっぱり実効性のある受動喫煙防止対策について踏み込まないと、やはり、よくない時期に来てるんじゃないかなというふうに思っています。その点について、改めてお考えをお聞きしておきたいと思います。

○会長

よろしいでしょうか。

○健康推進課長

健康推進課長です。現在、法や条例に基づく、まず屋内喫煙対策、これは今後、来年4月に向けてやっていかなきゃいけないという状況がございます。われわれとすれば、これはもう非常に大きな事業であり、課題であるというふうに考えていますので、そこをしっかりと、いわゆる健康被害が一番考えられる屋内について、こういった法や条例に基づいて対策を取っていくということを、まず考えていきたいというふうに思っています。以上でございます。

○会長

よろしいでしょうか。喫煙自身に、いろいろ問題がありますが、健康を守るためには、自分でできることの中の最大の要因であります。喫煙者を減らす努力をぜひ区としてもしていただきたいと思っています。

それでは、他の問題でも結構ですけど、全体として何かご意見はおありでしょうか。もしないようでしたら、これをもって、本日の健康推進協議会を終わらせていただきたいと思います。

いろいろなご意見を頂きまして、どうもありがとうございました。